

議案第31号関係資料

一部事務組合等の取扱いについて

平成 15 年 12 月
秋田市・河辺町・雄和町
合併協議会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(14) 一部事務組合等の取扱い

消防専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	組合	区分	経過措置
1	消防組織機構		-	-		B	
2	職員の人事に関すること		-	-		B	
3	職員の給与		-	-		B	
4	職員の被服および貸与品		-	-		B	
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	組合	区分	経過措置
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(14) 一部事務組合等の取扱い

消防専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
1 消防組織機構(常備)	秋田市消防本部 1本部 - 4署 - 1分署 - 8出張所 定数 355人			河辺雄和地区消防一部事務組合 消防本部 1本部 - 1署 - 1分署 定数 46人	秋田市単独の秋田市消防本部と両町で構成する河辺雄和地区消防一部事務組合消防本部が存在する。	事務組合は合併の日の前日をもって解散し、事務および財産は全て秋田市に引き継ぐものとする。河辺消防署および雄和分署は、現行どおりとする。事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとし、消防職員定数は秋田市の定数355人に事務組合の定数46人から1を減じた45人を加えた400人とする。消防吏員の階級は、原則として合併時の階級を引き継ぐものとし、職名は秋田市の制度に統一する。ただし、合併後の新市において、組織の再編および定数の見直しをする。

項 目 (事務事業名等)	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
2 職員の人事に関するこ と	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動 任命権者～消防長 ・職員採用 秋田市消防職員採用要綱に 基づき採用試験を実施 ・昇任 秋田市消防吏員昇任要綱に 基づき昇任試験を実施 ・分限および懲戒 秋田市職員の分限に関する 手続きおよび効果に関する 条例 秋田市職員の懲戒の手続き および効果に関する条例 			<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動 任命権者～消防長 ・職員採用 河辺雄和地区消防一部事務 組合消防職員任用規程によ り採用試験を実施 ・昇任 消防長が認めるとき ・分限および懲戒 河辺雄和地区消防一部事務 組合職員の分限に関する手 続きおよび効果に関する条 例 河辺雄和地区消防一部事務 組合職員の懲戒の手続きお よび効果に関する条例 	事務組合に職員の昇任制度が定められていない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
3 職員の給与	秋田市職員給与条例による。			河辺雄和地区消防一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例による。 (河辺町一般職の職員給与に関する条例を準用)	格差がある。	一般職の職員の取扱いに準ずる。
4 職員の被服および貸与 品	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市消防職員服制規則 ・秋田市消防職員服制の細部事項に関する要綱 冬服 夏服 活動服等 			冬服 夏服 活動服等	貸与品目および貸与方法が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。